

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会「役員賞与に関する会計基準（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

9 月 7 日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 第 11 項において、「…、当該決議事項とする額（当期の職務に係る額に限る。）を、原則として、引当金（商法施行規則第 43 条の引当金）に計上することになる。」としているが、実務においては決算案が確定するタイミングでは必ずしも「当該決議事項とする額」が決まっていない場合が有り得ることから、引当金に計上する金額は「当該決議事項とすることが見込まれる額」とすべきではないかと考えます。（特に、今般の会社法では利益処分案が計算書類に該当しなくなることもあり、決算案と利益処分案の策定のタイミングは必ずしも一致しないと思われる。）
また、連結ベースでの業績を基準に役員賞与を決めている会社があることを考えると、連結決算確定前の単体決算のタイミングで、役員賞与の確定額を計上することが実務上困難である場合が想定されます。
従い、「決議金額」と「引当額」が一致しない（結果的に一致しなかった）場合の差額処理等、その取扱を明確にすべく更なる検討をお願いしたい。
この場合、財務諸表の作成時点で支給額が確定していない場合の取扱いを検討頂く事になりますが、一部見積による未払費用の計上処理の余地があってもいいのではないかと考えます。その際には、未払役員賞与の財務諸表における表示科目については、未払従業員賞与に準じて処理すべきものと考えられますので、未払役員賞与の財務諸表における表示科目に関し、日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報 No.15

「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」に準じて整理した上で明確化願いたい。

2. 廃止された実務対応報告中にて記載されていた中間決算や連結決算での取り扱い等を補足する意味で、他の基準同様適用指針の作成をお願いしたい。
3. 会計上の考え方、第10項(1)にある、「・・・この功労に報いるために支給される役員賞与もやはり職務執行の対価と考えられる。」といった記述に該当する場合には、法人税法上、役員賞与を損金として取扱うことについて企業会計基準委員会としても後押しして頂くよう要望したい。

以 上